

就学困難な児童及び生徒に対する就学援助費の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三田市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、三田市に住所を有し、市立学校に在籍している児童及び生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に援助費を支給する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者で、次のいずれかに該当するもの

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給を受けている者

イ 前年中の世帯における所得金額の合計が別に定める家族構成別の所得基準以下である者

ウ ア及びイのいずれにも該当しないが、経済的な理由によって就学することが困難となる特別な事情がある者

(援助費の種類及び支給金額)

第3条 援助費の種類及び支給金額は、別で定める。

(申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする保護者は、就学援助申請書兼世帯票に支給対象者に該当することを証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。この場合において、教育委員会が必要でないと認めたときは、添付書類を省略することができる。

- 2 前項の申請は、学校長を経由して行うものとする。

(認定及び通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、当該申請について審査を行い、認定又は不認定を決定しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定したときは認定通知書を、不認定としたときは不認定通知書をもって、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(支給期間)

第6条 教育委員会は、援助費を前条の規定に基づく認定日の属する月の初日から、当該日以後における最初の3月31日（援助費の支給を受ける資格を喪失した場合においては、資格を喪失した日の属する月の末日とする。ただし、学校給食費にかかる援助費については、資格を喪失した日の前日とする。）まで支給する。

(支給方法)

第7条 認定を受けた保護者は、援助費の請求について学校長に委任しなければならない。

- 2 教育委員会は、学校長の請求に基づき、援助費を保護者に支給する。ただし、特別な事情があると認めるときは、これを変更することができる。
- 3 認定を受けた保護者は、援助費の受領及び執行について学校長に委任することができる。この場合において、学校長は、善良な管理者の注意をもって事務を行い、受領及び執行の内容について教育委員会に報告しなければならない。

(認定の取消等)

第8条 教育委員会は、認定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消し、又は認定の資格を喪失させることができる。この場合において、援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段をもって認定を受けたとき。
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) その他教育委員会において支給することを不相当と認めたとき。

(届出)

第9条 認定を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を学校長又は教育委員会へ届け出なければならない。

- (1) 申請内容に変更が生じる状況となったとき。
- (2) 援助費の支給を受ける資格を喪失したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。